

### 【定性的な開示事項】

#### ■ 自己資本調達手段の概要（第2条第2項第1号）

当行では、自己資本調達としては、普通株式27百万株の発行により資本調達を行っております。なお、これ以外の非累積的永久優先株式や期限付劣後債務等による資本調達は行っておりません。

#### ■ 銀行の自己資本の充実度に関する評価方法の概要（第2条第2項第2号）

当行では、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク等の各種リスクについて、それぞれのリスクに適したリスク管理を行うとともに、各種リスクを横断的に把握・評価し、それらのリスクが自己資本規制上の自己資本額を超えないようにモニタリングすることで、自己資本の充実度を確認しております。

また、自己資本比率、Tier1比率等を指標とし、十分な自己資本を確保するよう努めております。

#### ■ 信用リスクに関する事項（第2条第2項第3号）

##### イ. リスク管理の方針及び手続の概要

###### ● リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少または消滅し、損失を被るリスクをいいます。

当行では、個別債務者に対する厳正な与信審査・管理を行うことで個別債務者の信用リスクを管理するとともに、ポートフォリオ管理により銀行全体のポートフォリオの信用リスクの分散を図っております。

個別債務者の信用リスク管理については、信用リスク管理主管部の融資統括部が個別債務者毎に財務分析、業界動向、資金使途、返済計画等の評価を行っております。評価は、新規与信実行時および、実行後の自己査定において定期的に行い、常に個別債務者の信用状況を把握するよう努めております。自己査定とは、債務者区分および担保・保証等の状況をもとに、債権の回収の危険性の度合いに応じて資産の分類を行うもので、自己査定の集計結果等については経営に報告しております。

銀行全体の与信ポートフォリオについては、信用リスク管理主管部の融資統括部が、業種集中度合や大口集中度合等のリスクの状況を定期的に取り締役会等に報告しております。

当行では、行内格付制度を導入しております。この制度は、個別債務者に信用度に応じた信用格付を付与して分類するもので、案件審査や与信管理、与信ポートフォリオのモニタリングを行う上で、行内格付を利用しております。

また、信用リスクの計量化を行い、リスク統合管理部署の総合企画部は、融資統括部が計測した信用リスク量の他、定性的評価等をモニタリングし、その結果を定期的にリスク管理委員会および取締役会に報告しております。

###### ● 自己査定と償却・引当

当行では、金融検査マニュアル等に即した自己査定基準および償却・引当基準を定めており、自己査定を随時実施し、適切な償却・引当を行っております。

貸倒引当金は、「貸倒償却および貸倒引当金の計上基準」に基づいて計上しており、債務者区分が「正常先」「要注意先」に該当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の貸倒実績から計算した将来の予想損失額を一般貸倒引当金に計上しております。「破綻懸念先」「破綻先」「実質破綻先」に該当する債権については、担保・保証等により回収が見込まれる部分以外の額について、直接償却または個別貸倒引当金の計上を行っております。

##### ロ. 標準的手法が適用されるポートフォリオに関する事項

(1) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等（適格格付機関、経済協力開発機構及び輸出信用機関をいう。以下同じ）の名称

(2) エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

当行では、保有資産のリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付は、株式会社 日本格付研究所（JCR）および株式会社格付投資情報センター（R&I）の格付を使用しております。なお、エクスポージャーごとの格付機関の使い分けは行っておりません。

## ■ 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要（第2条第2項第4号）

信用リスク削減手法とは、担保、保証、貸出金と預金の相殺、クレジット・デリバティブ等により、保有債権のリスクを削減する手法をいいます。

当行では、貸出等の与信行為を行うにあたり、返済可能性に関する十分な検証を行っておりますが、その上で、信用リスクを軽減するために、担保や保証等をいただくことがあります。当行が適用している担保や保証の種類としては、担保では預金、有価証券、不動産等があり、不動産担保が大半を占めております。保証では、信用保証協会、保証会社による保証が主となっております。担保・保証の評価や管理等の手続については、当行が定める「事務取扱要領」「自己査定マニュアル」等の行内規定に基づいて、適切な取扱いを行っております。特に不動産担保については、厳正な担保評価を行うべく、詳細な規定を定めております。

また、貸出金と預金の相殺を行う取引としては、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証、外国為替を対象としており、「事務取扱要領」等の行内規定に基づいて、手続を行います。

なお、自己資本比率算出にあたっては、金融庁告示の要件を満たす適格担保および貸出金と自行預金の相殺を、信用リスク削減手法として適用し、リスク・アセットを削減しております。適格担保の内容としては自行預金などが主なものです。

## ■ 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要（第2条第2項第5号）

当行における派生商品取引は外国為替先物予約取引のみであり、カレント・エクスポージャー方式（注）により信用リスク量を算出しております。

なお、当行では、当該派生商品の取引高は少なく又その信用リスク量も極めて僅少であることから派生商品取引に係る担保による保全や引当の算定およびリスク資本や与信限度枠の割当は行っておりません。また、派生商品取引では、当行の信用力が低下した場合に、追加的な担保提供が必要となることがありますが、当行は担保として提供可能な資産を充分保有しております。

（注）カレント・エクスポージャー方式とは、デリバティブ取引の信用リスク計測手段の1つで、取引を時価評価することによって再構築コストを算出し、これに契約期間中に生じるであろう同コストの増加見込み額（ポテンシャル・エクスポージャー）を付加して算出する方法です。

## ■ 証券化エクスポージャーに関する事項（第2条第2項第6号）

### イ. リスク管理の方針及び手続の概要

当行はオリジネーターとして平成17年3月期にCLO融資を実施しており、劣後受益権部分を保有するとともに、原債権のサービサーとして関与しております。当行は、保有資産の証券化により、ROA向上や、金利リスクのコントロール強化に努めております。

### ロ. 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当行では、「標準的手法」により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセット額を算出しております。

### ハ. 証券化取引に関する会計方針

当行がオリジネーターとして関与する証券化取引の会計上の処理につきましては、金融資産の契約上の権利に対する支配が他に移転したことにより金融資産の消滅を認識する売却処理を採用しております。また、当行がアレンジャーに優先受益権を売却した時点で、証券化取引に係る資産の売却を認識しております。

### ニ. 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定には、適格格付機関である株式会社 日本格付研究所（JCR）および株式会社格付投資情報センター（R&I）の格付を使用しております。なお、証券化エクスポージャーの種類に応じた適格格付機関の使い分けは行っておりません。

## ■ マーケット・リスクに関する事項（第2条第2項第7号）

該当ありません。

## ■ オペレーショナル・リスクに関する事項（第2条第2項第8号）

### イ. リスク管理の方針及び手続の概要

オペレーショナル・リスクとは、金融機関の業務の過程、従業員の活動もしくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。

当行では、オペレーショナル・リスクに関し「事務リスク管理方針」および「システムリスク管理方針」を策定し適正なリスク管理の遂行に取り組んでおります。

また、個別規定として、事務リスク管理規定、システムリスク管理規定等の行内規定を定め、各リスクについては、事務部を個別リスクごとのリスク管理統括部署として、本社各部署が連携し個別リスクを管理し、事故データ等の蓄積を行っているほか、リスク統合管理部署の総合企画部にリスクの状況に関する報告を行うとともに、重要事項については取締役会にも報告を行っております。

リスク統合管理部署の総合企画部は、各部署からの報告を踏まえてオペレーショナル・リスク全般のモニタリングを行っており、その結果を定期的にリスク管理委員会および取締役会に報告しております。

### ロ. オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当行では、自己資本比率算出上のオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては、「基礎的手法」(注)を採用しております。

(注)「基礎的手法」とは、自己資本比率算出において、オペレーショナル・リスク相当額を算出するための一手法であり、1年間の粗利益の15%の直近3年間の平均値をオペレーショナル・リスク相当額とするものです。

## ■ 銀行勘定における銀行法施行令第4条第4項第3号に規定する出資その他これに類するエクスポージャー（以下「出資等」という。）又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要（第2条第2項第9号）

出資等のリスク管理につきましては、リスク管理部門において、定期的にリスクを評価し、その状況について、ALM委員会、リスク管理委員会、および取締役会等、経営への報告を行っております。

リスク評価の方法としては、上場株式等につきましては、時価評価およびバリュアット・リスク (VaR) によりリスク量を計測し、リスク量の変動の状況をモニタリングしております。

## ■ 銀行勘定における金利リスクに関する事項（第2条第2項第10号）

### イ. リスク管理の方針及び手続の概要

当行が管理するリスクの一つとして、市場関連リスクがあります。市場関連リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等、市場における種々のリスク要因の変動により、保有する資産・負債の価値が変動し損失を被るリスクをいい、主に、金利リスク、価格変動リスク、為替リスクに分けられます。

当行では、市場関連リスク量を適切にコントロールするために、国際証券部および総合企画部を主管部として市場関連リスクの状況をモニタリングしております。具体的には、計量可能な市場関連リスクについては市場関連リスク量を計測し、また、シミュレーション分析等を行って、金利・株・為替市場が大きく変動した場合に、当行が抱える市場関連リスク量や、当行の損益がどのように変動するかを試算しております。

国際証券部および総合企画部は、市場関連リスクの状況について、定期的に経営に報告しており、ALM委員会等において、市場関連リスクが当行の自己資本の状況に対して許容できる状況に収まっていることを確認するとともに、市場関連リスクのコントロールに関する方針の検討を行っております。

**ロ. 内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定方法の概要**

当行では、銀行勘定（資産・負債勘定のうち、貸出金、預金、有価証券など）における金利リスクを算定するにあたり、計量可能なリスクについては、ベース・ポイント・バリュー（BPV）（注1）、やアウトライヤー基準などの計測手法を用いて、計量しております（注2）。

その他、収益シミュレーション分析を行い、金利変動による期間収益への影響額等の把握を行っております。

（注1）BPV…金利が0.01%変化した場合の時価損益の変化

（注2）金利リスク量算定にあたり、預金や貸出金の期限前解約・返済は考慮していない。

また、普通預金など満期のない預金については、期間を3カ月以内として算定。

## 【定量的な開示事項】（平成19年3月期）

※平成18年3月期の数値については、バーゼルⅡ導入前につき算定を行っていないため、記載を省略しております。

### ■ 自己資本の構成に関する事項（第2条第3項第1号）

- ・自己資本の構成及び金額については「資料編」の「損益の状況:単体自己資本比率(国内基準)」に記載しております。
- ・繰延税金資産限度額を上回る金額として基本的項目から控除した額は、当行は規制に該当しないためありません。
- ・準補完的項目は該当ありません。

### ■ 自己資本の充実度に関する事項（第2条第3項第2号）

#### イ. 信用リスクに対する所要自己資本の額(口及びハの額を除く。)

(単位:百万円)

項 目	19年3月期	
	リスク・アセット	所要自己資本額
【資産(オン・バランス)項目】		
現金	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—
国際決済銀行等向け	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	222	8
国際開発銀行向け	—	—
我が国の政府関係機関向け	317	12
地方三公社向け	724	28
金融機関及び証券会社向け	3,343	133
法人等向け	75,315	3,012
中小企業等向け及び個人向け	44,825	1,793
抵当権付住宅ローン	16,123	644
不動産取得等事業向け	25,748	1,029
三月以上延滞等	669	26
取立未済手形	10	0
信用保証協会等による保証付	6,104	244
株式会社産業再生機構による保証付	—	—
出資等	9,740	389
上記以外	12,643	505
証券化(オリジネーターの場合)	—	—
証券化(オリジネーター以外の場合)	—	—
複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—
資産(オン・バランス)計	195,789	7,831
【オフ・バランス取引等項目】		
オフ・バランス取引等計	638	25
合 計	196,428	7,857

(注) 所要自己資本額=リスク・アセット×4%

ロ. 内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額  
該当ありません。

ハ. 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額  
該当ありません。

ニ. マーケット・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち使用する方式ごとの額  
該当ありません。

ホ. オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額

(単位:百万円)

項 目	所要自己資本額 (単 体)
基 礎 的 手 法	626

ヘ. 単体自己資本比率及び単体基本的項目比率

(単位：%)

	(単体)
自己資本比率	9.21
基本的項目比率	7.25

ト. 総所要自己資本額

(単位：百万円)

	(単体)
信用リスク（標準的手法）	7,857
総所要自己資本額	8,483

■ 信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する事項（第2条第3項第3号）

イ. 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及びエクスポージャーの主な種類別の内訳

信用リスクに関するエクスポージャー及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：百万円)

	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高			三月以上延滞 エクスポージャーの 期末残高
		うち貸出金	うち債券	
国内計	299,184	293,283	5,901	1,320
国外計	49,888	-	49,888	-
<b>地域別計</b>	<b>349,073</b>	<b>293,283</b>	<b>55,789</b>	<b>1,320</b>
製造業	20,109	20,009	99	38
農業	240	240	-	-
林業	0	0	-	-
漁業	257	257	-	-
鉱業	1,046	1,046	-	-
建設業	33,958	33,958	-	420
電気・ガス・熱供給・水道業	2,000	2,000	-	-
情報通信業	1,062	1,062	-	-
運輸業	8,597	8,597	-	-
卸売・小売業	31,712	31,712	-	275
金融・保険業	29,405	19,922	9,482	-
不動産業	44,908	42,421	2,487	4
各種サービス業	43,312	41,300	2,011	376
国・地方公共団体	52,398	10,689	41,708	-
個人	80,064	80,064	-	204
その他	-	-	-	-
<b>業種別計</b>	<b>349,073</b>	<b>293,283</b>	<b>55,789</b>	<b>1,320</b>
1年以下	54,221	48,935	5,285	
1年超3年以下	40,082	32,543	7,539	
3年超5年以下	55,133	44,488	10,645	
5年超7年以下	35,214	32,907	2,306	
7年超	147,369	117,357	30,012	
期限の定めのないもの	17,051	17,051	-	
<b>残存期間別計</b>	<b>349,073</b>	<b>293,283</b>	<b>55,789</b>	

(注)「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャー、または引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%以上であるエクスポージャー。

ロ. 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち、次に掲げる区分ごとの額及びそれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳

(1)地域別、(2)業種別又は取引相手の別、(3)残存期間別

イ.を参照。

ハ. 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの額

(1)地域別、(2)業種別又は取引相手の別

イ.を参照。

## 二. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額については「資料編」の「貸出金:貸倒引当金残高および期中の増減額」に記載しております。

(一般貸倒引当金の地域別、業種別内訳)

一般貸倒引当金については、地域別・業種別ごとに算定を行っていないため、開示しておりません。

(個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳)

(単位：百万円)

				期末残高			
地	国	内	計	2,024			
	国	外	計	—			
	地域別計			2,024			
業	製	造	業	209			
	農		業	0			
	林		業	—			
	漁		業	—			
	鉱		業	—			
	建	設	業	301			
	電	気・ガス・熱供給・水道	業	—			
	情	報	通	業	—		
	運		輸	業	107		
	卸	売	・	小	業	477	
	金	融	・	保	業	198	
	不	動		産	業	267	
	各	種	サ	ー	業	348	
	国	・	地	方	公	業	—
	個				人	112	
そ				他	—		
業種別計			計	2,024			

## ホ. 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額

(単位：百万円)

				貸出金償却			
業	製	造	業	0			
	農		業	—			
	林		業	—			
	漁		業	—			
	鉱		業	—			
	建	設	業	0			
	電	気・ガス・熱供給・水道	業	—			
	情	報	通	業	—		
	運		輸	業	—		
	卸	売	・	小	業	0	
	金	融	・	保	業	—	
	不	動		産	業	0	
	各	種	サ	ー	業	0	
	国	・	地	方	公	業	—
	個				人	0	
そ				他	—		
業種別計			計	0			

## ヘ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高

(単位：百万円)

	信用リスク削減手法勘案後のエクスポージャーの額	
	格付適用	格付不適用
0%	—	96,749
10%	—	64,218
20%	2,000	21,771
35%	—	46,066
50%	1,731	163
75%	—	59,767
100%	9,338	113,822
150%	—	129
350%	—	—
自己資本控除	—	—
合計	13,070	402,688

(注) 1. 「格付適用」とは、リスク・ウェイト算定にあたり、格付を適用しているエクスポージャーであり、「格付不適用」とは、格付を適用していないエクスポージャー。

なお、格付は適格格付機関が付与しているものに限る。

2. 「格付適用」エクスポージャーには、原債務者の格付を適用しているエクスポージャーに加え、保証人の格付を適用しているエクスポージャーや、ソブリン格付に準拠したリスク・ウェイトを適用しているエクスポージャーが含まれる。

■ 信用リスク削減手法に関する事項（第2条第3項第4号）

イ. 標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについて次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

標準的手法

(単位：百万円)

	18年度
適格金融資産担保が適用されたエクスポージャー	2,593

ロ. 標準的手法又は内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャーの額

標準的手法

(単位：百万円)

	18年度
保証またはクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャー	—

■ 派生商品取引の取引相手のリスクに関する事項（第2条第3項第5号）

イ. 与信相当額の算出に用いる方式

カレント・エクスポージャー方式（注）にて算出しております。

（注）カレント・エクスポージャー方式とは、デリバティブ取引の信用リスク計測手段の1つで、取引を時価評価することによって再構築コストを算出し、これに契約期間中に生じるであろう同コストの増加見込み額（ポテンシャル・エクスポージャー）を付加して算出する方法です。

ロ. グロス再構築コストの額（零を下回らないものに限る。）の合計額

(単位：百万円)

	18年度
グロス再構築コストの額	0
与信相当額（担保による信用リスク削減効果勘案前）	0
派生商品取引	0
外国為替関連取引	0
金利関連取引	—
株式関連取引	—
その他の取引	—
クレジット・デリバティブ	—
与信相当額（担保による信用リスク削減効果勘案後）	0

（注）1. 原契約期間が14日以内の外為関連取引の与信相当額は除く。

2. 与信相当額(担保による信用リスク削減効果勘案前)は、再構築コストおよびグロスのアドオン額(想定元本額に金融庁告示第19号第79条に定める掛け目を乗じた額)の合計額

ハ. 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額（派生商品取引にあっては、取引の区分ごとの与信相当額を含む。）

□.を参照。

ニ. ロに掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額からハに掲げる額を差し引いた額

該当ありません。

ホ. 担保の種類別の額

該当ありません。

ヘ. 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額

□.を参照。

ト. 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額

該当ありません。

チ. 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

該当ありません。

## ■ 証券化エクスポージャーに関する事項（第2条第3項第6号）

### イ. 銀行がオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項

(1) 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳  
(単位：百万円)

	18年度	
	資産譲渡型証券化取引に係る原資産	合成型証券化取引に係る原資産
事業者向け貸出	145	—
合計	145	—

(2) 原資産を構成するエクスポージャーのうち、三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額及び当期の損失額  
該当ありません。

(3) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳  
(単位：百万円)

	18年度
事業者向け貸出	5
合計	5

(4) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額  
(単位：百万円)

	18年度	
	残高	所要自己資本
20%	—	—
50%	—	—
100%	—	—
自己資本控除	5	—
合計	5	—

(5) 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額  
該当ありません。

(6) 自己資本比率告示第247条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳  
(単位：百万円)

	18年度
事業者向け貸出	5
合計	5

(7) 早期償還条項付の証券化エクスポージャー  
該当ありません。

(8) 当期に証券化を行ったエクスポージャーの概略(当期に証券化を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む)  
該当ありません。

(9) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額  
該当ありません。

(10) 自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額  
該当ありません。

### ロ. 銀行が投資家である証券化エクスポージャーに関する事項

(1) 保有する証券化エクスポージャーの額  
該当ありません。

(2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額  
該当ありません。

(3) 自己資本比率告示第247条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額  
該当ありません。

(4) 自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額  
該当ありません。

■ **マーケット・リスクに関する事項（第2条第3項第7号）**

該当ありません。

■ **銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項（第2条第3項第8号）**

イ. 貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る貸借対照表計上額

- (1) 上場している出資等又は株式等エクスポージャー（以下「上場株式等エクスポージャー」という。）  
 (2) 上場株式等エクスポージャーに該当しない出資等又は株式等エクスポージャー

(単位：百万円)

	18年度 貸借対照表計上額
上 場 株 式 等 エ ク ス ポ ー ジ ャ ー	16,039
上場株式等エクスポージャーに該当しない出資等又は株式等エクスポージャー	727
合 計	16,767

ロ. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	18年度
売 却 損 益 額	214
償 却 額	685

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	18年度
貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額	4,991

二. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	18年度
貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額	—

ホ. 自己資本比率告示附則第13条が適用される株式等エクスポージャーの額及び株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額  
 該当ありません。

■ **信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額（第2条第3項第9号）**

該当ありません。

■ **銀行勘定における金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額（第2条第3項第10号）**

金利ショックに対する経済価値の変動額

(単位：百万円)

	18年度
金利ショックに対する経済価値の変動額	3,663

計測方法および前提条件

・ 内部管理上の金利ショック

内部管理上の金利ショックにつきましては、「バーゼルⅡの第2の柱」に関するアウトライヤー基準の算出で採用した標準的金利ショック(注)と同じ基準で、銀行勘定資産・負債の経済的価値の増減額を計測しております。

なお、預金や貸出金の期限前解約・返済は考慮しておりません。

(注)99パーセンタイル値による金利ショックで、過去6年間の日々の実際の金利データを用い、1年間の金利変動幅を計算し、金利の変動幅の大小順に並べ上位・下位1%の金利変動幅により計測しております。

・ コア預金の定義

いわゆるコア預金については、「明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払出される預金」とされているため、流動性預金(当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金+別段預金+納税準備預金)を対象としております。過去6年間の月末残高を把握し、「①過去5年の最低残高」、「②過去5年間の最大年間流出量を現残高から差し引いたもの」、「③現残高の50%相当額」の3項目うち最小の額を平均満期2.5年として計算しております。

・ 計測は4半期毎に実施しております。